注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合に作成すること。

２　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること。

３　「接続料原価」の欄には、１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）、２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、２の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は２の３（データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。

４　「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。

様式第17の４の３（第23条の９の３関係）

１　機能に係るレートベース

［表略］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同号ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［２・３　略］

４　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合は、「当該機能に係る運転資本」の項を同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに分けて作成すること。

［２　略］

３　他人資本費用

［表略］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［２～４　略］

［４・５　略］

６　自己資本費用

［表略］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［２・３　略］

［７・８　略］

様式第17の４の３（第23条の９の３関係）

１　［同左］

［表同左］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項各号に掲げる機能ごと（同項第２号に定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［２・３　同左］

［新設］

［２　同左］

３　［同左］

［表同左］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項各号に掲げる機能ごと（同項第２号に定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［２～４　同左］

［４・５　同左］

６　［同左］

［表同左］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項各号に掲げる機能ごと（同項第２号に定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［２・３　同左］

［７・８　同左］